

ATLAS

🌿🌿 資産税～お役立ち～新聞 🌿🌿

📌 相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります 📌

第 1 号(2015 年 9 月)

アトラス総合事務所

東京都渋谷区南平台町 2-17 日交渋谷南平台ビル 6 階

(TEL)03-3464-9333



✉️ ≪ 贈与税申告をすると贈与を証明できる? ≫ ✉️



〔贈与税の申告〕

財産の贈与を受け、贈与税額が算出される個人は、その贈与を受けた年の翌年 2 月 1 日～3 月 15 日までの間に納税地の所轄税務署長に対し、贈与税の申告書を提出し、贈与税額を納付しなければなりません。



〔贈与の成立〕

贈与の成立について、民法第 549 条では「贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方がこれを受諾することによって、その効力を生ずる」と定めています。

つまり、贈与する側が「この財産をあげるよ。」と意思表示し、贈与を受ける側が「有難く頂戴します。」と意思表示する事によって初めて成立するという訳です。

このように当事者双方の合意だけで成立する契約を「なぐせいけいやく諾成契約」といいます。

贈与契約も諾成契約の一つなのですが、この契約は必ずしも書面による必要はなく、口頭による契約（口頭による同意）でも有効となります。



〔でも書面は交わした方が良い〕

確かに贈与契約は、書面を取り交わさず口頭によるものであっても有効です。

しかし、口頭のみによる贈与は、既に贈与を履行した部分を除き、贈与者或いは受贈者のどちらからでもその贈与を取り消す事が可能なのです。(民法第 550 条)

贈与契約の成立の有無について争いが起きるのを避ける為にも贈与契約は、書面を取り交わす事が大切だと言えます。



〔贈与税申告書は贈与契約書の代わりになる?〕

ところで、贈与税の申告書を見ると分かるのですが、贈与税申告書には、贈与者と受贈者の氏名や住所、贈与された財産の種類や価格等の詳細が記載されており、贈与された日付も記載されています。

このように贈与税申告書には、贈与契約の成立に必要な情報が全て織り込まれている為、一見すると贈与税申告書を作成し、税務署へ提出すれば、贈与契約書の代わりになるのでは?とも考える向きもあるでしょう。

では、果たして贈与税申告書は、贈与契約書の代用と成り得るのでしょうか?



〔贈与税申告書だけではダメ〕

結論から申し上げますと、贈与税申告書を提出したというだけでは、必ずしも贈与の成立を証明する事が出来るとは限りません。

贈与の成立には、贈与者と受贈者双方の意思表示が成立している事が必要となります。

よって、贈与契約書を取り交わし、双方の意思を確認しておく事が重要となります。

 [終わり] 

ご案内

アトラス総合事務所では、将来の相続税対策、簡易財産診断、後見人問題、不動産登記に関する事柄等々、様々な御相談に対応しております。

『我が家は相続税が課税されるのかな?』、『相続税対策として会社を設立するとお得って本当?』等、御質問・御相談がございましたら、御遠慮無く弊社担当者まで御連絡頂けます様、お願い申し上げます。